

第2章 日本標準職業分類に関する一般原則

1. 職業の定義

職業とは、個人が継続的に行っており、かつ、収入を伴う仕事をいう。

仕事の継続性とは、仕事が一時的ではなく、下記のいずれかに該当することを意味する。

- (1) 毎日・毎週・毎月等の周期をもって行われている。
- (2) 季節的に行われている。
- (3) 明瞭な周期をもたないが続けて行われている。
- (4) 現に持っている仕事を引き続きそのまま行い意志と可能性がある。

収入を伴う仕事とは、現金、現物、また名目の如何を問わず、賃金・給料・利潤（個人業種）・その他の報酬を伴う、社会的に有用な仕事である。この際、仕事の結果得られる収入は断続的であってもよい。なお、自分の属する世帯の家業に従事している家族従業者の仕事は、賃金・給料などの報酬を受けているかどうかは、必ずしも明瞭ではないけれども、継続的に一定時間（例えば、1日平均2時間、あるいは通常の就業者の就業時間の3分の1以上など）就業していれば、その仕事を職業とみなす。

仕事をしないでも収入がある場合は、職業に従事していることにはならず、また仕事をしていても収入を伴わない場合は、その仕事は職業とならない。

仕事をしないでも収入がある場合とは

- (1) 利子・株式配当・家賃・間代・小作料・権利金などの財産収入を得ている場合（ただし、アパート経営・貸金などを業として営んでいると判断される場合は職業とみなす）。
 - (2) 恩給法・生活保護法・厚生年金法・雇用保険法などの社会保障による収入を得ている場合。
 - (3) 小遣い・仕送り金などの贈与を受けている場合。
 - (4) 競馬・競輪・パチンコなどの配当又は賞品を得ている場合。
 - (5) 預貯金引出、保険金受取、借入、土地・株券などの売却により収入を得ている場合。
 - (6) 学生・生徒が奨学金などを得ている場合。
 - (7) 職業訓練施設において、職業訓練生が訓練手当・ほう（褒）賞金を得ている場合。
- などをいう。

仕事をしていても収入を伴わない場合とは

- (1) 自分の属する世帯のための家事・家庭菜園の作業又は小遣い程度の収入を得て、子守・留守番などに従事している場合。
 - (2) PTAの役員などのように無給の奉仕的仕事に従事している場合。
- などをいう。

また、法律違反行為、すなわち、窃盗・恐嚇・とばく・売春・密輸など、及び受刑者の仕

事は職業とはみなさない。

2. 分類の適用単位と基準

職業分類を適用する単位は個人である。

職業分類は、個人が従事している仕事の類似性に着目して区分し、それを体系的に配列したものである。仕事を区分するに当たっては、個人が行っている分業が、社会的にどの程度仕事の種類として確立しているかを考慮し、次の諸点を基準として分類項目を設定した。

- (1) 個人が従事する仕事の形態
- (2) 必要とされる知識又は技能
- (3) 生産される財貨又は提供されるサービスの種類
- (4) 使用する原材料・道具・機械器具・設備の種類
- (5) 作業に従事する場所及び環境
- (6) 事業所又はその他の組織の中で果たす役割
- (7) その仕事に従事する人数

3. 分類の体系

日本標準職業分類の構造は、大分類、中分類及び小分類から成る3段階分類であり、その構成は、大分類11、中分類57、小分類371となっている。

大 分 類	中 分 類	小 分 類
A 専門的・技術的職業従事者	11	64
B 管理的職業従事者	3	9
C 事務従事者	4	10
D 販売従事者	2	13
E 農林漁業作業者	3	16
F 採掘作業者	2	10
G 運輸・通信従事者	5	25
H 技能工、生産工程作業者及び労務作業者	22	189
I 保安職業従事者	1	9
J サービス職業従事者	3	25
K 分類不能の職業	1	1
(計) 11	57	371

4. 職業の決定方法

職業は個人が従事している仕事により決定するが、特に、2つ以上の勤務先で異なる仕事に従事している人の主たる職業（注1）、又は1つの勤務先で各種の仕事を行っている人の職業を決定する一般の原則は、次の通りである。ただし、特殊目的に利用する場合は、この原則によらないでもよい。

(1) 2つ以上の勤務先で異なる職業に従事している場合

ア. 就業時間（注2）の最も長い職業をとる。

イ. アにより難しい場合は、収入（注2）の最も多い職業をとる。

ウ. ア及びイにより難しい場合は、調査時最近に従事した職業をとる。

(2) 1つの勤務先で各種の仕事に従事しており、仕事の種類が複数の分類項目にわたり、容易に分類項目を決め難い場合

ア. 就業時間（注2）の最も長い仕事による。

イ. アにより難しい場合は、技能の種類及び程度などに着目し、次にあげる大分類の順位に従い、優先度の高いグループに属する仕事による。

(ア) 農林漁業作業者

(イ) 技能工、生産工程作業者及び労務作業者

(ウ) 運輸・通信従事者

(エ) 保安職業従事者、サービス職業従事者

(オ) 販売従事者

(カ) 専門的・技術的職業従事者

(キ) 管理的職業従事者

(ク) 事務従事者

ウ. ア及びイのいずれにもより難しい場合は、主要過程又は最終過程の仕事による。

（注1）個人がいくつの職業に従事しているかは、次のような基準による。

① 雇用者の場合

賃金・給料などの支給者数と等しい数の職業に従事しているものとする。

例えば、1つの工場で文選・植字・印刷の仕事に従事している場合は、1つの職業に従事していることになるが、A工場で文選・植字、B工場で文選・印刷の仕事に従事し、それぞれの工場で賃金をもらっていれば、2つの職業に従事していることになる。

② 個人業主の場合

異なる経済活動を営む事業所をいくつ所有経営していても、経営が同じ（自己の名義）であれば、1つの職業に従事しているものとする。したがって、個人業主としてしか働いていない場合は、その職業は2つ以上になることはない。

③ 個人業主であり雇用者である場合

上記(1)及び(2)によって決まる、雇用者としてのいくつかの職業と、個人業種

としての職業に従事しているものとする。

例えば、自己の所有経営する病院で、病院長及び外科医として働いている場合は、1つの職業に従事していることになるが、他人の経営する病院の外科医として働いていながら、自分でも病院を所有経営している場合は2つの職業に従事していることになる。

④ 家族従業者の場合

個人業主に準じて扱う。

(注2) 期間について、特に定めのない場合は通常の状態の、定めのある場合はその期間の就業時間又は収入により判定する。

(3) 特に、自衛官・警察官・海上保安官・消防員の身分を持つものは、仕事の内容のいかにかわらず、それぞれ自衛官・警察官・海上保安官・消防員を職業とする。

5. 分類符号

日本標準職業分類の分類符号は、大分類項目がアルファベット、中分類項目が2けた、また小分類項目が3けたの数字で示されている。

中分類について、同一中分類に含まれる小分類項目が10以上ある場合は、その中分類項目に対して連続した2つ以上の2けたの数字を割当てている。

小分類について、上位から3けた目には0を用いないこととした。したがって、同一中分類に含まれる小分類項目が10以上ある場合は××1から始まる一連番号について、××9に続く、上位から3けた目が0となる符号は欠番となる。

また、同一中分類に含まれる小分類の末尾項目の上位から3けた目の9の数字は、その項目が「その他の～」あるいは「他に分類されない～」という雑分類項目であることを示すために番号をとばして用いたものである。ただし、9の数字は、分類項目が10以上連続する場合に一連番号としても用いられているから、これには2通りの意味があることになる。